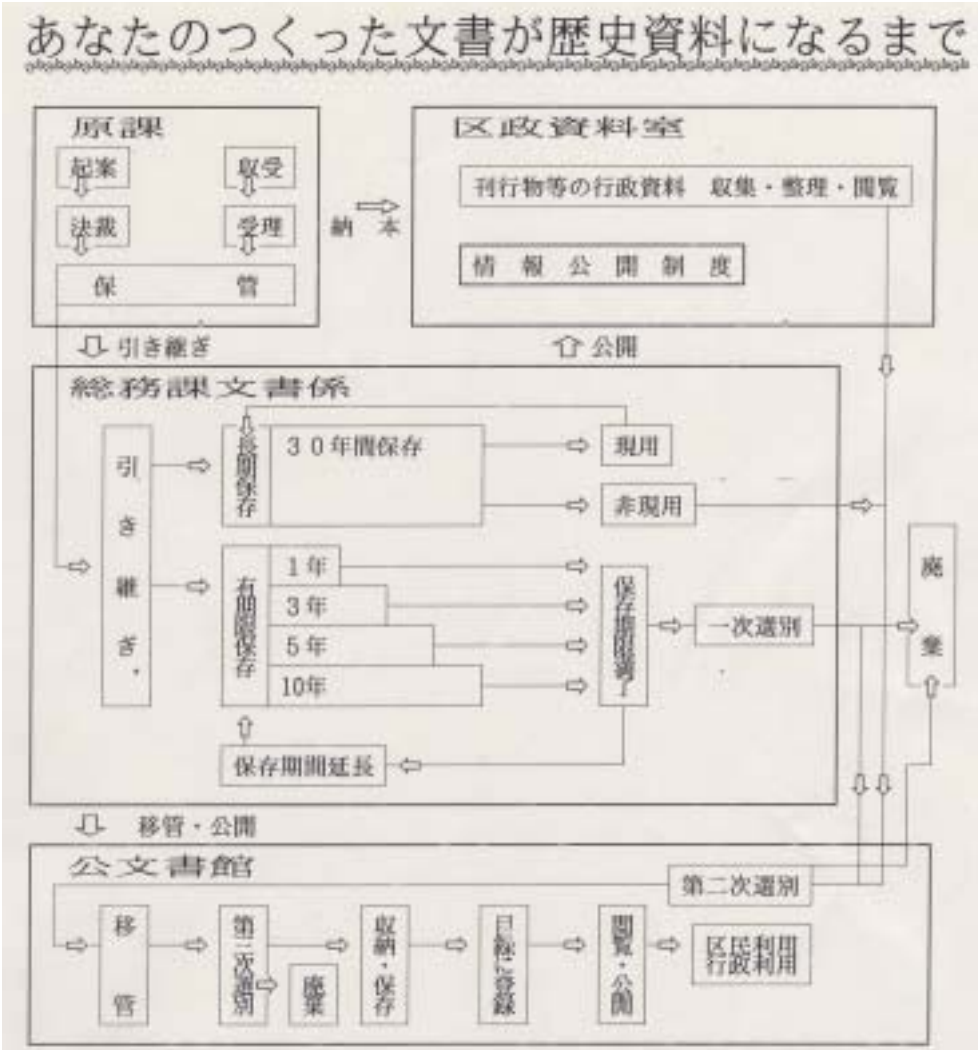


公文書館だより

第2号 平成13年10月26日
企画部公文書館発行 3579-2291

公文書館で保存する資料は「歴史資料」として重要な記録です。特に皆さんの職場から移管される公文書は、この世に一点しかない生(なま)の記録です。そしてそれは、区の施策を動かしてきた証でもあります。社会的に大きな影響を残した事業の記録など、これはもう立派な歴史資料です。江戸時代の貴重な検地帳や陳附帳も役人が作った公文書ですし、現在重要な歴史資料として残されている資料の多くが公文書だと言っても過言ではないのです。

自分の仕事(文字)や名前が後世に残るなんて恥ずかしいなあ? 恥ずかしくても、いやでも、あなたの起案文書は百年後に国宝ものかもしれないのです



あれ? 区政資料室での公開と公文書館での公開どんな違いがあるの? 次号につづく